

鳥取市小・中学校生徒指導連盟
 会長 西村 浩二
 鳥取市少年愛護センター
 所長 奥村上雅浩
 鳥取市小学校 P T A 連合会
 会長 森田 利佳
 鳥取市中学校 P T A 連合会
 会長 木嶋 徹

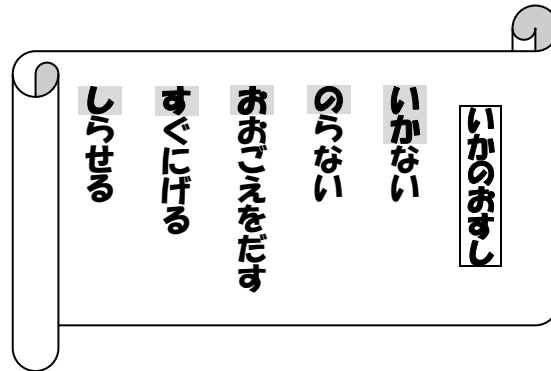
<小・中学校共通>

1 重点目標

- (1) 規則正しい生活を心がけよう。
- (2) 家庭・地域を中心として、あいさつの輪を広げるとともに、ボランティア活動等、地域の行事に積極的に参加しよう。
- (3) マナーやルールを大切に、事故の未然防止につとめよう。

2 基本事項

- (1) 交通規則を守る
- (2) 見知らぬ人の誘い（特に乗り物・電話・呼び出し）には絶対に応じない。
- (3) ナイフなどの刃物類を持ち歩くことは禁止する。
- (4) 火遊び・エアガン等の危険な遊びは禁止する。
- (5) 携帯ゲーム機、音楽プレイヤー等を使ったネット上の交流（LINE等）は安易に利用しない。
家庭内での約束事を決めて、保護者の了解のもとで使用する。
- (6) 水泳について
 - ① 小学生の海水浴は、保護者同伴とする。
（中学生による小学生の引率は禁止する。）
 - ② 決められた場所以外では泳がない。
- (7) 外出について
 - ① 華美な服装やだらしない服装で外出しない。
 - ② 用件・行き先・帰宅時刻を明確にする。
- (8) 用事もないのに、繁華街・デパート・マーケット等に行かない。
※湖東中のきまりでは「大型店舗への出入りは保護者同伴」とする。
万引きは絶対にしない。（万引きは犯罪です。）
- (9) 夜間外出・外泊は禁止する。（特別な場合は、保護者同伴とする。）
- (10) 映画は、小学生は保護者同伴、中学生は保護者の了解のもとに鑑賞する。
- (11) 遊技場（ショッピングセンター内のゲームコーナー・ゲームセンター・カードゲーム店・ビリヤード等）への出入り、金銭を伴うゲームは保護者同伴であっても禁止する。
- (12) プリクラなど、金銭浪費につながることは控える。（遊技場内のプリクラは禁止する。）
- (13) 飲食店・喫茶店・カラオケ店・ボウリング場への出入りは、保護者同伴とする。
夜10時以降は、保護者同伴でも入店を禁止する。
- (14) 校舎・校庭等を使用する場合は、許可を得てから使用する。
- (15) 友だちとの明るい交際をする。



(16) いじめは絶対にしない、させない、見逃さない。

3 留意事項

- (1) 次のような時には、学校へ連絡する。
 - ① 自分・家族に事故・転居・入院等があった時や、他人から危害をうけた時。
 - ② 県外や外国へ長期の旅行をする時。
 - ③ その他「相談」や「許可」を要する時。
- (2) 他人から脅されたり、ひどい迷惑を受けたり、また見かけたり、不審な人に声をかけられたりした時は、すぐに家の人に話し、警察と学校に届ける。
- (3) 不審者による声かけや不審電話に注意し、被害にあわないようにする。
- (4) 学校・地域から「いじめ」をなくし、あたたかい仲間づくりにつとめよう。
- (5) 夏休み明けに備え、得意な科目とともに、不得意な科目の学習にも力を入れよう。
- (6) 町区(地域)の活動には積極的に参加しよう。
- (7) 野外活動については、保護者の指導のもとに行おう。
- (8) 屋内・屋外プール・ボウリング場の使用については使用規定をよく守って、保護者の指導のもとで行おう。

外で遊ぶときの五つの約束

- ・ 知らない人についていかない。知っている人でも気をつける。
- ・ 誰かに連れて行かれそうになったら「助けて」と大声で助けを呼ぶ。
- ・ 一人では遊ばないようにしよう。
- ・ 友だちが知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶ。
- ・ 遊びに行くときは、どこでだれと遊ぶか家の人に伝えてから出かけよう。

(9) 交通安全

- ① 歩行の際には右側通行し、2列を超えて通行しない。
- ② 横断の際には、左右の安全を確認し、手を挙げて横断歩道を渡る。
- ③ 車の直前直後の横断はしない。
- ④ 道路への飛び出しをしない。
- ⑤ 道路上での遊びはしない。（歩道も含む）
（インラインスケート・スケートボード・一輪車・キックボード等）
- ⑥ 自転車の二人乗り、並進をしない。
- ⑦ 自転車の走行は、左側に設置された路側帯を走行する。
- ⑧ 自転車での傘さし運転をしない。
- ⑨ 自転車で音楽・通信機器を使用しながらの運転をしない。
- ⑩ 自転車で見通しの悪いところや交差点を通るときは、一時停止し、安全を確認する。
- ⑪ 自転車の右折、左折のときは、特に安全を確認する。
- ⑫ 自転車横断帯があるところは、必ずそこを渡る。
- ⑬ 自転車の無灯火運転はしない。
- ⑭ 自転車は、常によく整備して乗る。

(10) 保健

- ① 早寝早起きをして、規則正しい生活を送ろう。
- ② 治療が必要な人は、休み中に治療しておこう。
- ③ 飲酒・喫煙は絶対にしない。

(11) その他

- ① 白い杖を使っている人、車椅子を利用している人、耳の不自由な方々の気持ちを考えて行動する。

- ② 誘導・点字ブロックの上に座り込んだり自転車などを置いたりしないようにしよう。

<中学校>

(1) 基本的な心構え

- ① 自分で計画を立て、きまりよい生活をしよう。
- ② 自主的・計画的な家庭学習をしよう。
- ③ 中学生としての自覚と責任ある行動をしよう。
- ④ 健康の保持と増進に努め、生命の安全については、特に注意しよう。
- ⑤ 家事の手伝いをしよう。
- ⑥ ボランティア活動に積極的に参加しよう。

(2) 学習

- ① 計画を立てて、毎日学習しよう。
- ② 得意な科目とともに、不得意な科目の学習にも力を入れよう。
- ③ 進んで読書をしよう。
- ④ 1日最低2時間以上は学習しよう。
- ⑤ テレビ等の視聴は、時間や内容等を考えよう。

(3) 生活

- ① 日課を決めた、けじめのある生活をしよう。
 - ア 早寝・早起きを心掛けよう。
 - イ 午前10時までは遊びに出ないで学習しよう。
 - ウ 部活動に励もう。
 - エ 手洗い、うがい、歯みがきをしよう。
- ② 外出時の心得
 - ア 用件・行き先・帰宅時刻を家の人に伝えよう。
 - イ 中学生らしい服装で、外出しよう。
 - ウ デパートやマーケット、繁華街などに用事もないのに行かない。
※湖東中のきまりでは「大型店舗への出入りは保護者同伴」とする。
 - エ 知らない人に誘われても、ついて行かない。
 - オ 日の暮れないうち（午後6時を目安に）に帰宅する。
（夜間外出は禁止。特別な場合は保護者同伴とする。）
 - カ 先生や知人、友人に出会ったらあいさつをしよう。
- ③ 友だちとの明るい交際
 - ア 友だち同士での金銭や物品（ゲームソフト・カード・CD等）の貸し借りや交換・売買はしない。
 - イ 友だちの家に泊まらない。
- ④ 社会のルールを守るとともに、中学生として望ましい態度をとろう。
 - ア 公共施設を使用する場合は、許可を得てから使用するようにしよう。
 - イ 公共の場所を大切にしよう。
- ⑤ お金の無駄遣いはしない。
- ⑥ アルバイトは禁止する。
- ⑦ 水泳心得を厳守する。

(4) 交通安全

- ① 交通ルールを守り、自他の生命の安全確保につとめよう。
- ② 自転車の二人乗り・並進はしない。
- ③ オートバイ・自動車の運転は絶対にしない。
- ④ 自転車の無灯火運転はしない。
- ⑤ 自転車で見通しの悪いところや交差点を通るときは、一時停止し、安全を確認する。

インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分や周囲の人を守るために知っておきましょう。

①世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と思っていても、誰かが転送すれば世界中に公開されてしまいます。

②一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を取得する時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

④相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じる場合があります。また、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを承知しておきましょう。

⑤夢中になってやめられなくなるサービスがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になるサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存になる可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

困ったときの相談窓口 もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。

インターネットを利用した犯罪にあったら

【鳥取県警察本部】
【警察相談専用電話】#9110（通常の通話料がかかります。IP電話不可）
0857-27-9110
【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110（代表）
【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら

【消費者ホットライン】188（局番なし）
【鳥取県消費生活センター】
【東部消費生活相談室】0857-26-7605（県庁第2庁舎2階）
【中部消費生活相談室】0858-22-3000（倉吉交流プラザ2階）
【西部消費生活相談室】0859-34-2648（米子コンベンションセンター4階）

ネットいじめに悩んだら

【相談電話・メール】
【子どもの相談ダイヤル】0120-0-78310（無料・毎日24時間）
【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
【いじめ110番】0857-28-8718（毎日24時間）
【子どもの人権110番】0120-007-110（平日のみ8:30～17:15）（無料・IP電話不可）